

No.	質問	回答
1	令和6年3月までの訪問型サービスは、1週あたりの標準的な回数を定める単価、1ヶ月あたりの回数を定める単価であると理解していいでしょうか？その場合、生活援助中心型の単価のサービスとの住み分けを図るべく、ケアプラン（介護予防サービス・支援計画書）へのサービスの位置づけは必要でしょうか。または軽微な変更として処理していいでしょうか。	3月までは従来どおりの単価で、4月1日からの改定となります。 ケアプランに反映していただく必要はありますが、軽微な変更とご理解いただいで結構です。
2	ケアプランの変更はどのようにするのですか。また、期限はいつまでですか。	標準的なサービスとして、自立支援・重度化防止の観点から利用者と一緒にを行うサービスを提供する場合は、ケアプランにそのことが分かるように記載してください。5月末までをお願いします。
3	5月末に支援計画書（標準的なサービスに係る新たな内容のもの）を提出するにあたり、情報共有や担当者会議は必要でしょうか。	標準的なサービスを取るにあたり、利用者がヘルパーと一緒にどういことができるのか、何をしてもらうのかということをお互いが共有していただき、その内容をケアプランに反映させることが必要となります。ヘルパー事業所さんとは担当者会議とまではいかずとも情報共有を行っていただきたいと思ひます。 計画書の見直しについては、目標の設定さえ変更が無ければ、支援計画の「目標についての支援のポイント」「本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス」「介護保険サービス又は地域支援事業」の3項目に、一緒に本人がどういことができるのか、何をもらうのかということを入れてください。そこが標準的なサービスを取る根拠になりますので、その3項目を入れ替えて、まず地域包括支援センターに計画書を提出していただき、内容を確認した上で進めていただくこととなりますので、軽微な変更と思ひていただいで結構です。
4	期間については。	期間は、前回作成していただいでいる有効期間のまま、支援計画の3項目だけ変えていただいたら結構です。
5	開始日は。	開始日は、6月1日または見直した日で結構です。 三郷町としては、4～5月分に関しては287単位で取っていただいで構いませんので、6月1日以降については、ケアプランを見直していただいでようお願いします。
6	計画に関する同意欄に本人の署名も必要ですか。	計画変更後、通常どおり、地域包括支援センターで確認していただいた上で、本人に署名をもらってください。利用者様にも理解していただかないといけませんので、必ずお願いします。

No.	質問	回答
7	もし4月1日から計画書を新たにしないといけない場合、4月1日からそこを載せてもいいですか。	そもそもそれは載せてほしいというのが基本にありますので、そのタイミングで載せていただいて問題ありません。
8	自分でできる限りは自分で行いますというような文言を細かく具体的に入れたいといけませんか。	計画書の中で利用者が行えることをプランに載せることで利用者とヘルパー事業所が共通認識できると思います。 そこまで詳細にする必要はありませんが、ヘルパー事業所さんと利用者が共有しているということが重要です。
9	今はまだ有効期間があるケアプランで「本人等のセルフケア」や「インフォーマルサービス」などの部分にきちんと書き込まれているのであれば、書き直しは必要ないということでもいいですか。	ヘルパーの支援内容が単に調理や買い物としか書かれていないケースについては、それだけ見るとやはり生活援助中心のサービスと取られかねませんので、それに加えて利用者にしてもらことやヘルパーと一緒にしてもらうことが具体的に書かれているかを確かめてください。 そもそも要支援の方はまだまだ自分でできる能力がたくさんある方ですので、その方が要介護にならないように支援していただくことが必要となります。要介護の方の生活援助中心の単価ではなく287単位取れるというのは、軽度な身体介護も含まれますが、利用者が自立して今後も過ごしていただけるよう自分でできることをなるべく起こしてあげる支援をしていただくための単位数でもあるかと思っておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。
10	短時間の身体介護のモデルケースを教えてください。	認知症の方へのデイサービスの送り出し支援、退院後の一時的な洗髪や入浴介助などになります。利用前に町（長寿介護課）または地域包括支援センターにご相談ください。
11	短時間の身体介護のサービスを位置づける場合は、週1回程度の利用や週2回程度の利用という中で利用するものですか。あるいは、週1回・週2回程度の利用にプラスして利用できるケアプランは考えられるのでしょうか。	貴見のとおり。ただし、身体介護が必要と考えるケースは、基本的には標準的なサービスで対応してください。 短時間の身体介護の利用の必要性がある場合は、町（長寿介護課）または地域包括支援センターにご相談ください。

No.	質問	回答
12	訪問型サービスについて、標準的なサービスとはどのような内容ですか。	<p>一例として以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①入浴・更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒防止のための声かけ、体調の確認などを含む） ②手助けや声掛け及び見守りをしながら利用者と一緒に掃除・整理整頓（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む） ③ごみの分別が分からない利用者と一緒に分別をして、ゴミ出しのルールを理解してもらい、または思い出してもらうような援助 ④利用者の方と一緒に冷蔵庫の整理等などして、生活歴の喚起を促す援助
13	<p>身体介護について、国からの通知にある「利用者の身体に直接接して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能向上等のための介助及び専門的な援助をいう」の下線箇所について、具体的に教えてください。</p>	<p>一例として以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①入浴・更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒防止のための声かけ、体調の確認などを含む） ②手助けや声掛け及び見守りをしながら利用者と一緒に掃除・整理整頓（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む） ③ごみの分別が分からない利用者と一緒に分別をして、ゴミ出しのルールを理解してもらい、または思い出してもらうような援助 ④利用者の方と一緒に冷蔵庫の整理等などして、生活歴の喚起を促す援助
14	他町の説明の中で、水分補給の促しは287単位取れるという風に聞きましたが、三郷町でも同様ですか。	<p>単に水分補給を促したから287単位という訳ではなく、その人の状態によって、その人が悪化しないような見守りなども入ります。例えば掃除の手伝いをしていて、水だけを置いて飲んでもらうというだけでは287単位取れるかということ、それは難しいかと思います。やはり支援に入っている間にも色々な関わりを持っていただくことが大事です。ヘルパーが掃除している間、利用者はずっとテレビを見ているというのであれば、それは自立支援にはほど遠いと思いますので、その辺の意識を変えていただき、その点について、ヘルパー事業所とも認識を共有していただきたいと思います。</p>
15	ヘルパーがいない間にトイレ掃除はご自身でやっていただいた場合、訪問時間中に一緒にやっている訳ではありませんが、それでも自立支援になるのでしょうか。	<p>必ずしも同時に一緒にやってもらう必要がある訳ではなく、この部分は自分でできと思うので頑張ってみましょう、というような声かけで自立を促してください。それをしていただくことで標準的なサービスとしての根拠になります。自立支援を促すことなく、例えば掃除をするだけの場合は、179単位・220単位で算定してください。</p>

No.	質問	回答
16	287単位で取る場合、時間などの制限はあるのでしょうか。	<p>基本的には45分から60分程度、少なくとも20分以上になるかと思います。</p> <p>これまでのように45分などで入っていただいているサービスの中で、ヘルパーが自立を促し支援を行ってもらうことで、287単位を取ってくださって結構です。</p> <p>ただし、計画書がその根拠になりますので、ケアマネジャーの計画書とヘルパー事業所の計画書がそういう内容を加味した上で合致しているようにお願いします。</p>
17	今回の説明会での考え方は、生駒郡内（平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町）共通の認識として捉えてよいでしょうか。	<p>各町にご確認ください。三郷町は、4月・5月の算定については標準的なサービスとして認めますが、6月1日以降はケアプランを見直し、利用者のサービスに応じたケアプランを作成して、該当する単位で請求してください。</p>
18	介護予防の方でも病院と入退院時連携を図っています。要介護の方には加算がありますが、介護予防には加算がありません。国の方ではまだ検討されていないと思いますが、町としてどのようにお考えでしょうか。	<p>制度上の問題であることから、国の動向を見ながら進めていきます。</p>